

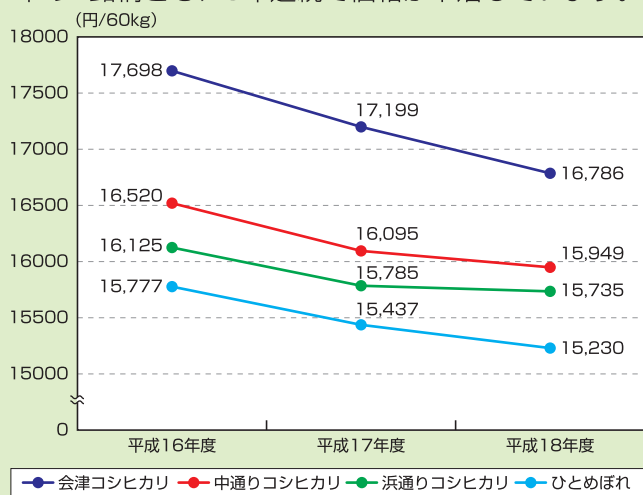
これからどうする？ 米づくり！ 平成20年度の作付けに向けて



今回は、福島県の米を取り巻く現状について紹介します。それとともに平成20年度以降の作付けで、農業者の皆さんにぜひとも行っていただきたい取組みを提案します。
栽培する作物や今後の経営方法を検討する際に知っておいていただきたい内容ですので、ぜひともご覧ください。

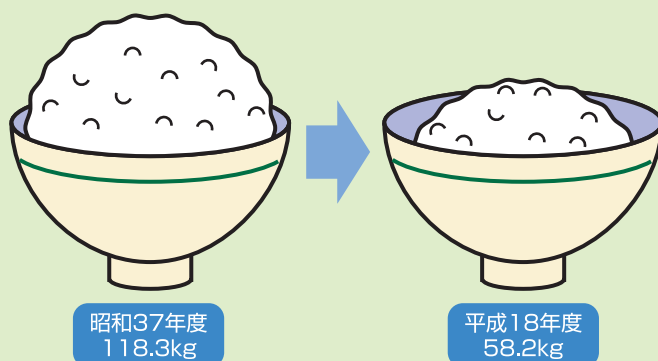
1 米の価格は下がっています！

コメ価格形成センターの入札結果では、福島県産米の4銘柄とも、3年連続で価格が下落しています。



2 米を食べる量が減っています！

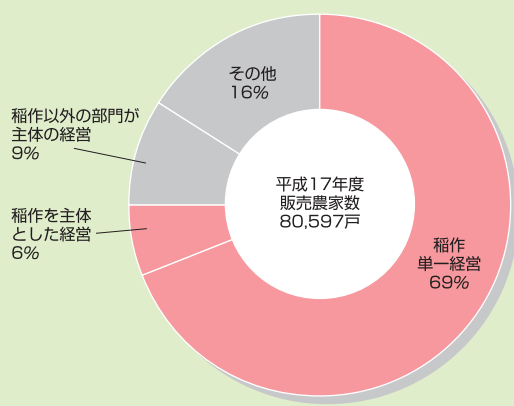
日本人1人が1年間に食べる米の量は、最も多く消費していた昭和37年度と比べて、半分以上に減少しています。



資料：農林水産省「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」

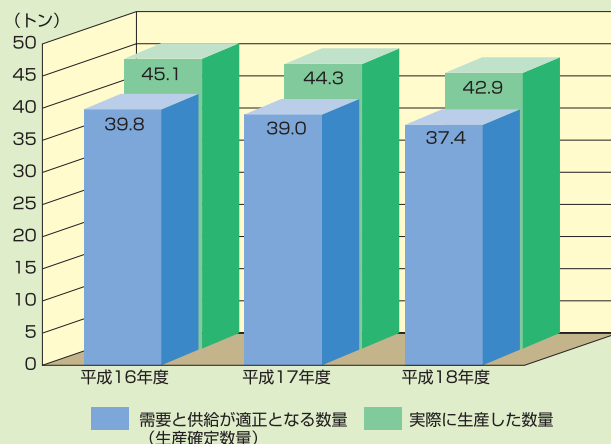
3 稲作に依存した経営が大多数を占めています！

県内の農業者の約75%が米に頼った経営をしており、米価下落の影響を受けやすい構造になっています。



4 福島県では、米が過剰に生産されています！

福島県は、米の需給調整が適切に実施されず、毎年約5万トンの過剰生産となっています。



米の価格下落・消費減少が続いている中、米の過剰作付けを行うことは、米価下落をさらに進め、みなさんの経営を圧迫することにつながります。

パンフレットをお開きください

この状況を打開するための取組みを次のページで紹介しています。

米が過剰に作付けされている状況を打開するため、平成20年度は次のような取組みを計画していませんか？

麦・大豆・野菜などの地域振興作物の作付け

地域水田農業推進協議会では、地域水田農業ビジョンを策定しており、ビジョンには麦・大豆・野菜などの地域で振興する作物や販売の目標などを定めています。

地域で振興する作物の作付けを広げていけば、知名度の向上、ブランド化につながる可能性があります。

南会津地域では、ビジョンの重点振興作物にトマトを掲げて、作付けを拡大し、平成19年1月には、「南郷トマト」として、特許庁の地域ブランドの登録を受け、地域一丸となってさらなる販路拡大を目指しています。



酒や調味料などの原料となる加工用米の作付け

加工用米とは、清酒・焼酎などの酒類、味噌などの調味料の原料として使われる米です。

加工用米は、JAなどの認定方針作成者と地域の加工用米需要者が直接、加工用米販売契約を締結することも認められており、地域の創意工夫に応じた取組みが可能です。

農業者が、加工用米の生産に取り組むには、生産年の5月末日までに認定方針作成者と加工用米出荷契約を締結する必要があります。

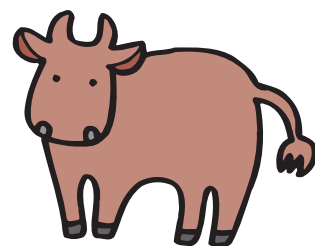


稲発酵粗飼料用稲や飼料用米の作付け

世界的にとうもろこしなどがバイオ燃料に使われることにより、飼料の輸入価格が高騰し、畜産農家の経営を圧迫しています。

主食用米から、稲発酵粗飼料用稲や飼料用米の作付けに転換することで、畜産農家は飼料を確保でき、耕種農家は生産した米の供給先を確保できるほか、稲の栽培技術や機械などをそのまま利用できるという利点があります。

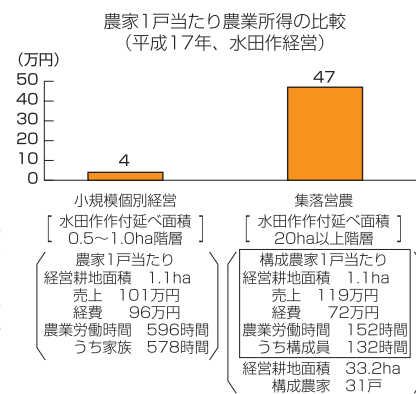
飼料用稲として適した品種の「ふくひびき」や「夢あおば」などの作付けは、主食用米との収穫作業の競合を軽減できます。



利用権設定・作業受委託による農地の集積 集落営農組織の設立・運営

小規模経営と集落営農の農家1戸当たりの農業所得を比較すると、下表のように、集落（地域）が共同で営農を行うことにより、経費の削減、所得の向上、労働時間の大幅な減少といった効果が見られます。

利用権設定・作業受委託によって地域の担い手に農地を集積したり、集落営農組織の設立・運営に取り組むことで、農業経営の安定につながることができます。



資料：農林水産省「平成18年度食料・農業・農村の動向」

米の消費を増加させる「消費純増策」の取組み

主食用米を作付けする場合でも、米の消費を確実に増加させる取組みは、米の供給過剰の抑制につながります。こうした取組みを実施した農業者に、生産数量目標を加算する制度が「消費純増策」です。

「消費純増策」の主な取組みとして、

- ①学校給食への供給の取組み
 - ②学校教育田や各種行事でのおにぎり等配布の取組み
 - ③純米酒や米菓など米加工品製造委託の取組み
 - ④自らが製造・販売する米加工品（地域特産品）の取組み
 - ⑤海外輸出の取組み
- などがあります。

制度の詳細については、福島農政事務所（計画課 ☎024-534-4144）へお問い合わせください。

米の生産調整を確実に実施することで、産地づくり対策の助成を受けることができます。
 また、米・麦・大豆については、品目横断的経営安定対策の助成を受けることができます。
 これらの助成を組み合わせると、稲作を行っていた場合の所得と同じ水準を確保することができます。

※産地づくり対策、品目横断的経営安定対策の内容や要件については、各地域水田農業推進協議会（JA又は市町村）にお問い合わせください。

水稲と大豆の所得試算

この試算は、県内のある地域水田農業推進協議会の今年度の単価を例に行っています。

産地づくり対策の内容や助成単価、要件などはお住まいの地域により異なりますので、詳しくは地域水田農業推進協議会（JA又は市町村）にお問い合わせください。

水 稲

粗収益 120,546円/10a 収量516kg/10a 単価14,017円/60kg	所 得 47,294円/10a 生産費 73,252円/10a (物財費+支払労働費 +支払利子+支払地代)
--	---

※水稲は農林統計による「福島県の平成17年産の米生産費調査」、大豆の生産費は農林水産省資料（平成17年・2ha規模）に基づき作成しました。
 大豆単価は、18年産第1回落札価格（タチナガハ 7,420円）としました。

大豆を作付けして、産地づくり対策などの助成金を受けた場合、所得は55,743円/10aとなり、稲作の所得47,294円/10aに比べて、8,449円/10aの増加と試算されます。

大 豆

助成金 78,317円/10a 粗収益 15,829円/10a 収量128kg/10a 単価7,420円	所 得 55,743円/10a 生産費 38,403円/10a (物財費+支払労働費 +支払利子+支払地代)
---	---

助成金の内訳

品目横断的経営安定対策	(1)+(2)	17,317 円/10a
(1)過去の生産実績に基づく交付金		(11,757)
(2)毎年の生産量・品質に基づく交付金		(5,560)
新需給調整システム定着交付金		13,000 円/10a
産地づくり交付金	(1)+(2)	43,000 円/10a
(1)作物等奨励助成		(6,000)
(2)集積助成		(37,000)
土地利用型自給率向上緊急対策		5,000 円/10a
助成金合計		78,317 円/10a

産地づくり対策
県単独事業

※大豆の収量は、16年133kg/10a、17年138kg/10a、18年93kg/10a、面積当たり単価は11,560円、品質は、1等比率が20%、2等比率が40%、3等級比率が30%、特定加工用比率が10%として試算しました。

助成金を活用しながら、地域の担い手として作業受託を行う「高ライスセンター」を紹介します。

南相馬市原町区高地区の「高機械共同利用組合」は、平成11年以降、ほ場整備が完了した地区において、地域の担い手として本格的な農用地集積を行い、平成15年に「有限会社高ライスセンター」として特定農業法人に認定されました。

「高ライスセンター」は、水稲直播－小麦（きぬあずま）－大豆（タチナガハ）の2年3作体系と作業受委託を行っていますが、産地づくり交付金をはじめとする各種助成制度を有効に活用しながら、法人経営安定と経営規模のさらなる拡大を目指しています。

経営安定は生産調整の実施とメリット活用から 一郡山市伊東さんの取組み

今年から米の生産調整を実施し、品目横断的経営安定対策などの支援策を活用して経営安定を図っている、郡山市片平町の認定農業者伊東敏美さん、長男の敏浩さんの取組みを紹介します。

経営概況

農業従事者 ● 伊東敏美さん夫妻
伊東敏浩さん（長男）夫妻（他 雇用3名）
経営面積 ● 水田約60ha（受託3ha）、うち大豆8ha
経営形態 ● 昭和63年までは、水稻15haと養豚の複合経営
平成元年から水稻、キュウリの複合経営
平成19年から水稻、キュウリ、大豆の複合経営

経営の概要

伊東敏美さん、敏浩さんは、郡山市や本宮市の農地約60haで水稻、キュウリ、大豆の複合経営に取り組んでいます。

生産調整の実施と品目横断的経営安定対策への加入

長年の間、敏美さんは生産調整を実施しても米価が下がり続けたことに疑問を感じ、生産調整は実施していませんでした。

しかし、米価下落による収入減少を少しでも埋めるためには、生産調整の実施と、品目横断的経営安定対策に加入することが必要と判断し、平成19年6月に認定農業者の認定を受けました。

産地づくり対策や品目横断的経営安定対策のメリットを生かす

生産調整を実施するための転作作物としては、品目横断的経営安定対策の対象作物、郡山市地域水田農業推進協議会の産地づくり対策の助成メニューなどを勘案して、大豆を選択し、今年初めて約8ha作付けしました。

品目横断的経営安定対策には米・大豆で加入し、産地づくり対策と合わせて経営の安定を図ることとしました。

環境と共生する農業の導入

生産する農産物の特色を出すため、3年前から牡蠣の貝殻を粉末状にした「かきから石灰」を使用するほか、もみから堆肥も活用するなど、環境と共生する稲作に取り組み、エコファーマーの認定や特別栽培農産物の生産を視野に入れた営農を行っています。

課題解決に向けた取組みについて

将来は、環境と共生する農法で作った米を自社ブランドとして売り込むため、インターネットを利用した販売などを検討しています。

また、農繁期の労働力確保、米価下落に左右されない収入確保、安定した生産量の確保のための新たな設備投資などの課題に対しては、農業青年クラブ連絡協議会などの仲間や他の農業法人などとの情報交換を行い、広い視野をもって解決に努めています。

このように、伊東敏美さん、敏浩さんは、今年から生産調整を実施することにより、各種メリットを最大限活用して、より安定した農業経営に意欲的に取り組んでいます。今後は、販路開拓、新技術の導入などを予定しており、より一層の経営発展が期待されます。



伊東敏美さん、敏浩さん家族



敏美さんと水稻のほ場



大豆も生育順調

<福島県水田農業産地づくり対策等推進会議からのメッセージ>

米の価格下落・消費減少が続いている中、米の過剰作付けを行うことは、さらなる米価下落を引き起こしかねません。米価下落は、稲作を主体とした農業経営が75%を占めている福島県内の農業者の経営を圧迫します。

このような状況を打開するため、麦・大豆・野菜などの地域振興作物、稲発酵粗飼料用稲・飼料用米・加工用米などの主食用米以外の作付けや農地の集積・集落営農組織の設立などの農業経営の改善につながる取組みを提案してきました。

また、今年から米の生産調整を実施し、助成制度を活用しながら、安定した経営を目指す認定農業者の取組みを紹介しました。

農業者の皆さんには、これらの事例を参考にしながら、自己の農業経営の将来像をしっかりと見つけて、平成20年度の営農計画を考えていただきたいと思います。